

平成28年（ワ）第380号放送法遵守義務確認等請求事件（第1事件）

平成28年（ワ）第696号放送法順守義務確認等請求事件（第2事件）

平成29年（ワ）第137号放送法順守義務確認等請求事件（第3事件）

平成29年（ワ）第466号放送法順守義務確認等請求事件（第4事件）

第1事件原告 宮内正巖

第2事件原告 溝川悠介外44名

第3事件原告 北野重一外57名

第4事件原告 高桑次郎外21名

被 告 日本放送協会

原告準備書面（19）

2019年5月27日

奈良地方裁判所 民事部1B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 白井 啓太郎

弁護士 安藤 昌司

弁護士 辰巳 創史

弁護士 星 雄介

弁護士 阪口 徳雄

原告宮内正巖、原告溝川悠介、原告北野重一及び原告高桑次郎代理人

弁護士 今治 周平

弁護士 松本 恒平

第1 公法上の義務について

1 被告の主張

被告は、「大法廷判決は、被告と受信設備設置者との関係が私法上の法律関係であることを当然の前提とするものであって、被告と放送受信者との関係が公法関係にないことは明らかであるし、放送法4条1項各号が抽象的義務であることや、受信契約を締結していない放送受信者との関係でも、被告が放送法4条1項各号について具体的義務を負うものではないことは既に述べたとおりである。」と主張する（被告準備書面(5)・2頁）。

2 被告の主張は古色蒼然であり、現代のNHKと放送受信者との関係にそぐわないものであること

(1) 放送法4条1項各号が抽象的義務であると解することが古色蒼然であること

奥平康弘教授は、放送事業者（TBS）の放送により自分の名誉を傷つけられたと思った視聴者が、放送法第5条に基づきTBSに番組ビデオの視聴を請求したところTBSがこれを拒否したため訴訟となった事案において、「公法上の義務」の概念を用いて請求を却下した東京地方裁判所の判決（1995年4月28日）について、次のように述べている。「この事件での裁判所の処理ですが、ぼくはここにも大きな疑問を感じざるをえない。第一審の東京地方裁判所の判決によれば、放送法第五条は「必要な措置をしなければならない」と定めているが、これは放送事業者に「公法上の義務」を定めたものにはすぎないと解しました。「公法上の義務」というのは、国家に対する客観的な義務ともいわれる概念です。すなわち、逆にいえば、これは開示請求者たるユーザーの側に向けて放送事業者を義務づけたものではない、という解釈になります。ぼくは、「公法上の義務」といった言葉をみたとき、正直いって愕然としました。これはぼくたちが昔々習った古くさい行政法に特有な法概念です。この解釈は郵政省

であれば、まさにとるであろうと思われる解釈です。」「この裁判は、放送局が市民との間の対応関係を考え直さなければならない時代に、非常に古臭い行政法的感覚を持ち続けていることを暴露しました。」

(甲145、奥平康弘(1997年)「放送の自由をめぐるパラダイム転換〔憲法論の立場から〕」(社)日本民間放送連盟研究所(編)「放送の自由」のために～多チャンネル時代のあり方を探る～日本評論社28頁～31頁)。

(2) 本訴訟における放送法4条1項各号は具体的義務であること

東京地裁判決から24年経過した本訴訟においては、当然に、奥平康弘教授のいう「非常に古臭い行政法的感覚」を乗り越える解釈が示されるべきである。

したがって、原告らの主張する「公法上の義務」は、いわゆる伝統的な意味での国家に対する客観的義務(市民に対する抽象的義務)を指すのではなく、放送法4条1項各号がNHKに対して課している放送受信者の利益(知る権利や参政権)を保護すべき具体的義務をいうものである。

第2 被告による放送法違反事例

1 はじめに

これまで、被告による放送法違反の事例等を多数述べてきたが、以下では、辺野古におけるサンゴ移植の問題について、安倍首相が被告の報道番組で行った発言に関するその後の被告の報道が放送法に違反していることについて述べる。

2 事実経過

(1) 問題とされる安倍首相の発言があったのは2019年1月6日午前に放送された「日曜討論」である。

当該番組の事前収録で、安倍首相は、NHKの解説副委員長と差し向かいで30分ほど質問に答えた。この際、安倍首相は、解説副委員長

から、移設計画にどう沖縄県民の理解を得ていくか、と問われたのに対し、「(辺野古沿岸部へ) 土砂を投入していくにあたって、あそこのサンゴは移している」「絶滅危惧種が砂浜に存在していたが、砂をさらって別の浜に移していくという環境の負担をなるべく抑える努力もしながら行っている」と発言した(以下「本件発言」という)が、被告NHKは、本件発言をそのまま放送した。

(2) 同年1月11日の「ニュース・ウォッチ9」は、「辺野古埋め立て土砂投入前にサンゴ移植急ぐ防衛省」という見出しで、本件発言が事実と食い違うことを伝えた。

しかしながら、その後「残りのおよそ7万4000群体の移植は県の許可が得られていないことなどから進んでいません。このため防衛省はサンゴが生息する区画に土砂を投入する前に移植するため、今後、県との調整を急ぐことにしています」と放送した。

3 本件発言自体の問題点

沖縄防衛局が移植したサンゴは、埋め立て海域全体のサンゴ7万4千群体のうち9群体にすぎず、その9群体も今回の土砂投入区域外のものであったところ、本件発言は、事実関係を誤ったものであり、視聴者に対し、希少資源のサンゴの保全に十分配慮した上での土砂投入であると誤解させるような内容であった。

この点について、朝日新聞は、「首相の言う『あそこ』の具体的な場所は不明だが、沖縄防衛局が移植したのは、埋め立て予定海域ではあるが、昨年12月14日に土砂投入を始めた区域(護岸で囲われた約6・3ヘクタール)ではない場所にあった絶滅危惧種のオキナワハマサンゴ9群体だ。沖縄防衛局が移植対象としているのは直径1メートルより大きいサンゴと一部の小型サンゴで、この土砂投入区域には存在していない、という立場をとる」などと報道している(甲178の1)。

しかし、琉球新報は「沖縄防衛局の事業で、貝類や甲殻類を手で

採捕して移した事例はあるものの、『砂』をさらって別の浜に移す事業は実施していない。」と指摘している（甲178の2）。

4 本件発言に関する被告の報道が放送法に違反すること

NHKが、放送前に真偽を簡単に確認でき、すぐに間違いと指摘できるにもかかわらず、安倍首相の発言を検証することなくそのまま報じたのは、安倍首相の『印象操作』への加担であり、視聴者に対する誠実な姿勢とは到底、認められない（甲178の3参照）。

沖縄県が移植を許可していないのは、①移植ではサンゴを保護できる保証はないこと、②繊細な環境のなかで生息するサンゴは水流や光の強さが少し変わるだけで死滅する恐れがあること、よって③サンゴの保全を考えるなら土砂投入は避けるべき、という専門家の意見を参考にしたためである。

それにもかかわらず、被告は、上記①～③について報道すること無く、政府・沖縄防衛局の認識だけを一方的に伝えた。このような報道は、「沖縄防衛局は希少資源の保全のためにサンゴの移植を進めようとしているにもかかわらず、沖縄県が許可しないことが原因で移植が進んでいない」という誤った認識に誘導するものであるところ、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」と定めた放送法第4条第1項4号の規定に違反する。

5 確認の利益について

原告らは、原告準備書面（18）において、①国民の知る権利ないし投票の自由を侵害するおそれのあるニュース報道番組が放送され、②他の手段でそれを是正することが困難な状況が一定継続している場合には、確認の利益が認められることを主張した。

この点、本件発言に関する被告の報道は、誤った事実認識に国民を誘導するものであるという点で、国民の知る権利を侵害するものであり、また、2019年が統一地方選挙、参議院選挙と全国的な選挙が続く年であることから、フェイクに及ぶ首相発言の報道が国民の投票

行動に不当な影響を与えるおそれ強いという点において投票の自由を侵害するおそれがある。

そして、被告による放送法違反の報道は、本件訴訟の係属中において、改善に向かうどころか、より悪化しており、その是正が困難である状況が継続している。

よって、確認の利益が認められるのは当然である。

以上